

坂出市の空家等対策の取組状況について

1. パンフレットの作成・送付について

平成 29 年度以降毎年度、内容の全面的見直しを行いながら、各年度 27,000 部（うち、25,000 部は固定資産税納税通知書に同封し、送付）作成の上、配布しています。

※別紙パンフレット参照

2. 空き家の発生を抑制するための特例措置（空き家の譲渡所得の 3,000 万円特別控除）について

この特例措置は、空き家となった被相続人の住まい（S56.5.31 以前に建築された家屋に限る。）を相続した相続人が、耐震リフォームまたは取壊しをした後にその家屋または敷地を譲渡した場合、その譲渡にかかる譲渡所得の金額から 3,000 万円を特別控除するものです。

【平成 31 年度税制改正】

- ・特例の適用期限が令和 5 年（2023 年）12 月 31 日まで延長
- ・被相続人が相続開始直前に老人ホーム等に入所していた場合にも、平成 31 年（2019 年）4 月 1 日以降の譲渡を対象に、一定要件を満たせば適用対象

【県内の「被相続人居住用家屋等確認書」の申請状況】（単位：件）

年 度	県（全体）	内 訳
H29	15	高松市（12）、丸亀市（2）、三豊市（1）
H30	35	高松市（29）、丸亀市（4）、直島町（1）、宇多津町（1）
R1 （～R1.9.30）	10	高松市（6）、 坂出市（1） 、観音寺市（1）、綾川町（1）、琴平町（1）

3. 空家等に係る相談対応について

（単位：件）

相 談 内 容	H30	R1
老朽危険空き家除却支援事業補助金について	69	52
空家適正管理の依頼（苦情）	26	80
空家の適正管理について（本人からの相談）	10	22
空き家バンク、移住促進・空き家改修等補助金について（利活用）	9	23
相談窓口（司法書士会）の案内	0	1
相談窓口（宅建協会）の案内（管理・解体・売買）	6	3
その他	1	0
合 計	121	181

※令和元年度の件数は、令和 2 年 2 月 6 日現在

4. 老朽危険空き家除却支援事業補助金制度について

平成 29 年度より、老朽化して倒壊等のおそれのある空き家の除却を促進し、地域の住環境の向上を図るため、市内にある老朽危険空き家の除却を行う所有者やその法定相続人に対し、予算の範囲内で補助金を交付しています。3 か年で 51 件が除却されました。

【申請・交付の状況】

(単位：件)

年度	H29	H30			R1		
		合計	前期	後期	合計	前期	後期
事前申込み	17	38	18	20	27	18	9
補助対象外	3	12	7	5	15	9	6
交付申請	14	26	11	15	12	9	3
交付決定	14	26	11	15	12	9	3
中止	0	0	0	0	1	1	0
除却・補助金交付	14	26	11	15	11	8	3

5. 緊急安全措置（条例第 12 条）の実施について

坂出市空家等対策の推進に関する条例第 12 条の規定に基づき、道路等の通行人等への危害を予防し、回避するため、緊急の必要があると判断し、必要最小限度の措置（緊急安全措置）を実施しました。

- ・平成 30 年度 1 件
- ・令和元年度 1 件

※資料 6 にて説明します。